

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、結婚のため会社を退職後、A市役所の本庁で国民年金の加入手続を行い、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料はB銀行C支店（当時）の口座振替で納付したはずであり、未納になっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月に国民年金に強制加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後は納付済期間であり、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、種別変更及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行い、口座振替及び前納制度を利用するなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の夫は、昭和45年4月以降、37年間にわたり継続して同一の企業に勤務し、経済的に安定していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月

平成5年9月の国民年金保険料は、私が20歳になった後に、母がA市B区役所の窓口にて加入手続きを行い、過去の未納分の保険料を一括で納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である上、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適正に行っており、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高かったことがうかがえる。

また、申立人は、当時同居していた申立人の母が保険料を一括で納付したと主張しているところ、その母は、昭和48年8月以降の保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間は、国民年金の加入手続きを行った平成7年9月の時点では過年度納付することが可能な期間であり、申立期間直後の5年10月から6年3月までの保険料は過年度納付されていることから、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年3月まで

昭和59年11月から61年3月までの国民年金保険料は、当初、未納であったことは承知しているが、61年春ごろ一括して約20万円くらいを納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和59年*月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、申立期間は17か月と比較的短期間である。

また、申立人の申立期間の保険料納付に関与したとする申立人の父は、昭和36年4月以降、申請免除をした昭和48年度を除き資格喪失するまで保険料をすべて納付している上、申立期間の保険料を半額負担したとする申立人の母も50年4月以降、保険料をすべて納付していることから、申立期間当時、申立人及び申立人の両親は共に国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人が昭和61年春ごろ一括納付したと主張する納付金額約20万円は、申立期間の保険料及び昭和61年度の保険料の合計額と概ね一致しており、申立人の申立期間の保険料は納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和49年4月から同年9月まで
③ 昭和62年5月

私は、A市役所に納付書を持参して、3か月ごとに、時にはまとめて国民年金保険料を納付していたが、昭和48年4月から同年9月までの分、49年4月から同年9月までの分及び62年5月分が未納とされているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間であり、その前後の期間は納付済期間となっている。

また、市町村で管理している被保険者名簿の記録から、申立人は、申立期間②の直前の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を50年12月に過年度納付していることが確認できるので、申立人は、申立期間②についても同様に、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所で管理している特殊台帳及び市町村で管理している被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和44年4月から45年3月までの期間及び45年10月から48年3月までの期間の保険料を50年12月に第2回特例納付していることが確認できるが、この時点では、申立期間①の保険料は特例納付又は過年度納付によっても、これを納付することはできない。

また、申立期間③については、当初、国民年金の第3号被保険者期間とされていたことから、保険料を納付できない期間であること、及び申立人

の夫がその期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことから、当該申立期間は、申立人が平成8年2月15日に第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続をした際に未納となったものであり、その時点において、申立期間③の保険料は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年4月から58年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

私は、昭和57年3月末日にA事業所を退職して、B市役所に行き国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を納付したはずである。また、59年4月にC事業所を退職して、厚生年金保険から国民年金への変更手続を行うため市役所に行ったはずであり、納付書が送られてくれば必ず納付しているので、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、国民年金加入期間の昭和60年4月から平成19年3月までの国民年金保険料をすべて納付し、申立期間②は12か月と短期間である上、前納制度を利用するなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、B市の被保険者名簿に、加入手続をした日が、昭和60年6月25日と記載されており、その時点で申立期間②は過年度納付できる期間であり、申立人は「納付書が送られてくれば必ず納付している。」と申述しているとおり、過年度納付書が申立人へ送付された可能性が高く、納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、B市の被保険者名簿に、加入手続をした日が、昭和60年6月25日と記載されており、その時点で申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から50年3月まで

私は国民年金に昭和49年12月ごろに加入し、その後、53年ごろにA市役所から通知があり、40年9月から50年3月までの115か月間の国民年金保険料、40数万円を一括して納付した。申立期間が未加入及び未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろに市役所から通知があり、納付書が送られてきて申立期間の国民年金保険料40数万円を一括して納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年12月以降である53年当時は、第3回の特例納付が実施されていた時期であり、社会保険庁の記録では申立期間は未加入期間とされているが、申立人が所持する年金手帳では昭和41年10月から強制加入期間となっていたことから、当時、同年10月にさかのぼって保険料を納付することは可能であったと考えられるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間について実際に特例納付した場合の金額と大きな相違は認められない。

また、申立人の生計状況等から、特例納付したとする当時、申立人には特例納付により保険料を納付できる十分な資力があつたことが推認できるとともに、申立人が当時居住していた市では、昭和53年当時に特例納付の対象者全員に対して納付書を送付していたとしていることから、納付書が送られてきたとする申立内容に不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間以降の保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かつたものと認められる。

なお、申立期間のうち、昭和40年9月から41年9月までは任意加入の対象となる未加入期間であり、保険料を特例納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月及び同年6月

私が20歳になった昭和40年*月ごろ、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、国民年金制度発足時から任意加入し国民年金保険料を完納しており、申立人の姉も20歳から国民年金に加入し母と同様に保険料を完納していることから、申立人の家族は、年金制度に対する意識及び保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁の記録から昭和42年6月であることが確認でき、払出しの時点において申立期間の保険料は納付が可能であることから、申立期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は申立期間以外に未納期間が無く、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの期間及び37年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和35年秋ごろ、妻と共に国民年金に加入し、36年4月から38年3月までの国民年金保険料を集金に来た区役所の職員に納付した。

昭和36年4月から同年9月までの期間及び37年4月から38年3月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であるとして保険料が還付されたことになっているが、私は還付金を受領した記憶は無い。

また、昭和36年10月から37年3月までの期間については、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの期間については、申立人は、当初、国民年金の適用準備期間中の昭和35年10月に国民年金被保険者資格を強制で取得し、36年4月から国民年金保険料を納付しており、当該期間の前後は納付済みである上、当該期間は6か月と短期間であることから、納付されたと考えるのが自然である。

また、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と一致している上、申立人は当時、厚生年金保険にも加入し、標準報酬月額が最高等級であったことが確認できることから、保険料を納付する資力は十分にあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかなことから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

- 2 申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間については、A 区の国民年金被保険者名簿には、39 年 3 月 31 日付けで保険料が還付されたことが記載されているものの、社会保険事務所において、本来保管されているべき申立人の特殊台帳が無いことから、還付の事実が確認できず、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

私は、昭和35年秋ごろ、夫と共に国民年金に加入し、36年4月から38年3月までの国民年金保険料を集金に来た区役所の職員に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の適用準備期間中の昭和35年10月に国民年金被保険者資格を強制で取得し、36年4月から国民年金保険料を納付しており、申立期間の前後は納付済みである上、申立期間は6か月と短期間であることから、納付されたと考えるのが自然である。

また、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と一致している上、申立人の夫は申立期間の前後を通して同一企業に勤務し、標準報酬月額が最高等級であったことが確認できることから、保険料を納付する資力は十分にあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

私は、20歳のときに国民年金に加入し、昭和45年10月に結婚した後も国民年金保険料をずっと納付しており、未納期間は無いと思っていた。申立期間が未納となっているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年*月に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始している上、45年10月に結婚した後も継続して国民年金に任意加入していることから、国民年金制度への理解と納付意識の高さが認められる。

また、申立期間の前後は任意で長期間納付済みであり、申立人の夫は、昭和44年9月から34年間にわたり継続して同一企業に勤務していることを踏まえると、9か月と短期間である申立期間は、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から42年3月まで
② 昭和42年4月から44年3月まで

申立期間①については、昭和42年に結婚して妻と一緒に婚姻届をA区Bの出張所に出しに行った際、国民年金の加入手続きも行い、過去の国民年金保険料の未納を指摘され2年分くらいを何千円か一括で支払った記憶があり、申立期間②については、加入後は妻が保険料を納付してくれていたため未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和42年に結婚したときに国民年金に加入したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により昭和42年5月に払い出されていることが確認できる上、制度上、過去2年間は過年度納付が可能であることから、職員に過去の未納期間をさかのぼって納付するよう指摘されたとする申立人の主張に不自然さは無い。

また、申立人は、申立期間後の昭和44年4月から60歳になる前月の平成16年*月までの長期にわたり、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さが認められる。

2 申立期間①のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間については、申立人が加入手続きを行った42年5月の時点で過年度納付が可能であり、申立人が納付したと述べている金額は、当該期間を一括納付した場合に必要な金額におおむね一致している上、申立人の妻は、申立人が一括して保険料を納付したことを証言している。

- 3 申立期間②については、結婚を契機に国民年金に加入した直後から未納にすることは不自然である上、申立人の妻は、結婚後、申立人の保険料を納付していたと証言している。
- 4 一方、申立期間①のうち、昭和39年9月から40年3月までの期間については、申立人が加入手続を行った42年5月の時点で、時効により保険料を納付することはできない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後の昭和51年1月ごろ、妻がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後ずっと国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料は納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、4番違いで払い出されており、申立人夫婦の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和51年1月ごろと推認でき、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間は3か月と短期間であることを踏まえると、納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、夫が会社を退職した後の昭和51年1月ごろ、A市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、それからずっと夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料は納付したはずで、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、4番違いで払い出されており、申立人夫婦の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和51年1月ごろと推認でき、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間は3か月と短期間であることを踏まえると、納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から42年3月まで

私は、専門学校を卒業し20歳から個人経営の事業所に住込みで働き出しましたが、住民票は実家のまま異動しておらず、母に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を頼んでいた。保険料は毎月送金し、納付が終わったら母から必ず電話で連絡があったので、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B町の個人別手帳記号番号払出簿により、昭和41年5月26日に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間については、現年度納付又は過年度納付が可能である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になる前月の48年*月までの保険料を完納しており、国民年金制度への理解と納付意識が高かったと認められることから、申立人の加入手続を行った直後から未納とするのは不自然である上、申立期間は13か月と比較的短期間であることを踏まえると、納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年9月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年9月まで
② 昭和50年4月から同年6月まで

私は、結婚後に国民年金の加入手続をし、昭和44年4月から妻と一緒にA区役所B出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間について、妻が納付済みであるのに、私の年金記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の妻は国民年金保険料を納付済みである上、申立期間①は18か月、申立期間②は3か月で合計しても21か月と比較的短期間であることから、納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人の妻の納付記録は、社会保険庁のオンライン記録と社会保険事務所が保管する被保険者台帳（マイクロフィルム）とで一致しておらず、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

私の昭和36年4月から38年9月分の国民年金保険料は、A区B支所で夫の分と一緒に納めたはずであり、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年4月から同年9月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているその夫は納付済みである上、その夫に係る社会保険庁のオンライン記録と社会保険事務所が保管する被保険者台帳の記録とが一致しておらず、行政側の記録管理に不備がうかがえることを踏まえると、申立人についても納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間については、申立人の夫も未納となっている上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年3月まで

私は、結婚後はいつも夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。昭和50年7月から51年3月までについては、夫は納付済みとされているのに、私が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を同年12月に過年度納付して以降、60歳になるまで未納は無く、申立人の夫も、申立期間を含む50年7月から52年3月までを同年9月に過年度納付して以降、60歳になるまで未納は無いことから、申立人夫婦はそろって納付意識が高かったと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は昭和52年7月ごろに国民年金の加入手続を行っていることが推認でき、同時点から同年10月までの間は、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるところ、申立人の夫は52年9月に過年度納付を行っており、申立人は、いつも夫婦二人分の保険料を一緒に納めていたと主張していること、及び申立期間が9か月と短期間であることを踏まえると、夫婦一緒に過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年3月まで
平成2年1月に勤めていた会社を退職する際、国民年金に加入するよう説明されたので、退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、同年1月から同年3月までの3か月分の国民年金保険料約2万6,000円を納付した。申立期間が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月に会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年1月11日に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つであることが確認でき、申立人の主張と符合している上、国民年金に加入した経緯についての記憶は具体的であり、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立人が納付したと主張している金額は、申立期間に係る国民年金保険料と近似している上、加入手続を行った直後から保険料を未納とすることは不自然であり、申立期間が3か月と短期間であることを踏まえると、納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年9月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、国民年金保険料を払い続けてきたのに、合計21か月も未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、前後が長期間納付済みである上、申立人は、老齢基礎年金を満額受給するため、60歳到達後も国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付するなど納付意識が高いと認められることから、納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、保険料を納付していたとする申立人の妻は、「当時、保険料は区役所の徴収員が集金に来て、国民年金手帳に検認印を押していった。申立期間については、国民年金手帳に検認印は無いが、小さな紙を置いていったような気がする。」と主張しているが、A区では、「当時は検認印方式で集金を行っており、検認印を押さずに領収書のようなものを置いていくことは無い。」と回答している。

また、申立期間は申立人の妻も未納であり、申立人夫婦は、後になって未納分をまとめて納付した記憶は無いとしている上、申立期間①について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月から39年9月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで

私は、A区からB区に転居した際に国民年金に加入し、昭和38年4月から夫と一緒に国民年金保険料を払い続けてきたのに、合計21か月も未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、前後が長期間納付済みである上、申立人は、老齢基礎年金を満額受給するため、60歳到達後も国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付するなど納付意識が高いと認められることから、納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、「当時、保険料は区役所の徴収員が集金に来て、国民年金手帳に検認印を押していった。申立期間については、国民年金手帳に検認印は無いが、小さな紙を置いていったような気がする。」と主張しているが、B区では、「当時は検認印方式で集金を行っており、検認印を押さずに領収書のようなものを置いていくことは無い。」と回答している。

また、申立期間は申立人の夫も未納であり、申立人夫婦は、後になって未納分をまとめて納付した記憶は無いとしている上、申立期間①については保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から同年9月までの期間及び53年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から同年9月まで
② 昭和53年4月から同年9月まで

申立期間①の国民年金保険料は、会社勤めを辞めたときに、国民年金に加入し、A区役所から納付書を受け取ってB出張所で納付したはずで、当時はC（業種）事務所に勤務して収入はあり、加入して最初の4か月だけ未納ということは納得できない。

また、申立期間②については、C（業種）事務所のD（職種）を内職で受けており収入があったので、納付できないような状況ではなく、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和39年6月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し国民年金の被保険者資格を強制で取得してから、申立期間①及び②を除き、54年12月に厚生年金保険の被保険者資格を再取得するまで、長期にわたり国民年金保険料を納付し続けており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②の前後は納付済みである上、申立期間②は6か月と短期間であり、納付されたと考えるのが自然である。

2 申立期間①のうち、昭和39年7月から同年9月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日（41年10月14日）から、申立人は、41年10月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認できるところ、同時点で過年度納付が可能であり、39年10月から41年3月ま

での期間について過年度納付していることを踏まえると、39年7月から同年9月までの期間についても過年度納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間①直後の昭和39年10月から40年3月までの期間は、当初未納と記録されていたところ、申立人が所持する領収証書により納付が確認できたことから、平成19年8月31日付けで納付済みに記録訂正されおり、行政側の記録管理に不備が認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和39年6月については、申立人が加入手続を行った41年10月の時点で、時効により保険料を納付することはできない上、それ以前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から同年9月までの期間及び53年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月1日から50年3月21日まで
私は、A社B事務所からC社に出向していたが、昭和49年9月1日から50年3月21日まで、6か月間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社B事務所に継続して勤務（昭和50年3月21日に同社B事務所から同社D工場に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社B事務所における昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年7月1日に、資格喪失日に係る記録を42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40年7月から41年9月までは1万8,000円、同年10月から42年9月までは2万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から42年10月1日まで
私は、昭和40年7月1日から42年10月1日までA社に勤務しており、この期間が厚生年金保険の被保険者期間から抜けているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び当時の業務内容に関する申立人の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間当時、Bの資格を有しており、事業主が「有資格者をアルバイトやパートで採用することは考えられない。」と供述していることから、正社員として雇用されていたことが推認される。

そして、申立期間当時、当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたと申立人が記憶している同僚は、社会保険庁の記録において、すべて厚生年金保険の被保険者としての資格記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が供述する当時の当該事業所の従業員数は、社会保険庁の記録上の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致することから判断すると、当時、当該事業所においては、従業員であれば厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同世代の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和40年7月から41年9月までは1万8,000円、同年10月から42年9月までは2万円にすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月から42年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年2月20日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和35年3月15日から38年2月末日まで勤務し、その翌日から次の職場に勤務したのに、同年2月分の厚生年金保険被保険者期間が抜けているので、A社に再三にわたり調査を依頼した。その結果、41年以降の人事記録しか残っていないので調べようがないと言われたが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月の給与明細書に記載がある厚生年金保険料控除額により、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年4月1日から33年6月10日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から30年4月1日まで
② 昭和30年4月1日から33年6月10日まで
③ 昭和35年7月1日から37年4月1日まで

私は、知人の紹介で昭和29年6月1日から33年6月10日までA社に継続して勤務したが、29年6月1日から30年4月1日までの間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないこと、また、退職後に再度、同社に勤務したが35年7月1日から37年4月1日までの間が同様に厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査をしてほしい。

さらに、昭和30年4月1日から33年6月10日までの期間について脱退手当金が支給されているが、受給していないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年6月の前後5年以内に資格喪失した女性のうち、連絡先が把握できた3人から、事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれも事業主による代理請求はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓のまま変更処理がなされていないが、申立人は、昭和32年8月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間①については、昭和28年8月に入社し、29年6月に厚生年金保険の被保険者の資格を取得している同僚は、「私が入社した1年後ぐらいに申立人が入社した。」と述べていることから、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人を記憶する3人の同僚は、いずれもA社の入社日と社会保険庁の厚生年金保険の資格取得日が異なっているが、その理由については判らないと述べている。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和30年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、33年6月10日に資格を喪失したことが確認できる。

- 3 申立期間③については、昭和35年4月1日に被保険者資格を取得した同僚は、「申立人は、私より後から入社したが、いつまで勤務したかは記憶に無い。」と述べていることから時期は特定できないが、申立人の申立期間当時の生活状況を踏まえると35年7月以降にA社に再度勤務していたことは推認できるが、いつまで勤務したかについては、証言を得られなかった。

- 4 申立期間①及び③については、申立期間当時の事務担当者は、厚生年金保険の関係業務は、すべて事業主が行っていたと述べているところ、事業主は、既に亡くなっていることから勤務実態等に関する供述を得ることができない

また、上記2の名簿の申立期間①及び③に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①及び③において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料等は無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年1月1日から11年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額(56万円)と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成11年6月1日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、11年6月21日付けで、申立人の標準報酬月額が10年1月から11年5月までの期間について56万円から20万円に遡^{そぎゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の履歴事項全部証明書により、申立人は監査役であったことが確認できるが、平成11年5月末ごろから事業主が所在不明であることから、事業主の妻である申立人は債務整理のために、「弁護士に代表者印を渡したと思う。」と述べているところ、債務整理の会社側の担当者である専務取締役は、「債務整理の間に、申立人が厚生年金保険関係の事務に従事したことはない。」と述べていることから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年3月の標準報酬月額記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間について、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月20日は52万3,000円、17年7月19日は54万2,000円、同年12月19日は60万7,000円、18年7月19日は59万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月22日から18年8月まで

平成16年3月22日から平成20年8月20日までA社に勤務していたが、被保険者記録照会回答書で確認したところ、申立期間について、実際に支給されていた給与総額と標準報酬月額が違っていた。また、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録に反映されていない。実際の給与及び賞与支給総額に見合う標準報酬月額と標準賞与額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与明細書により、申立人は、申立期間において社会保険事務所に記録されている標準報酬月額を超える給与の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える額を事業主により給与から控除されていたことが認められるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の平成 16 年 3 月の標準報酬月額については、給与明細書の給与総額及び保険料控除額から 24 万円とすることが妥当である。

また、申立期間の給与明細書により、申立人は、申立期間において 4 回の賞与の支払いを受け、事業主により保険料をそれぞれの賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額の記録を、平成 16 年 12 月 20 日は 52 万 3,000 円、17 年 7 月 19 日は 54 万 2,000 円、同年 12 月 19 日は 60 万 7,000 円、18 年 7 月 19 日は 59 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該事業所の管轄社会保険事務所が平成 20 年 10 月 23 日に行った総合調査において、時効消滅していない被保険者期間の標準報酬月額に係る訂正届及び賞与支払届を事業主が提出していることなどから、事業主は、給与明細書で確認できる標準報酬月額と標準賞与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 16 年 4 月から 18 年 8 月までの期間については、給与明細書において控除が確認できる保険料が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に見合う保険料額を超えているものの、当該控除額は、標準報酬月額の改定に至らない範囲であるため、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われないことから、特例法による保険給付の対象にあたらなため、あつせんは行わない。

なお、申立人は、給与明細書の給与総額を基に標準報酬を算定すべきと主張している。しかし、厚生年金保険法第 75 条は、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、当該給与明細書の給与総額に基づき記録を訂正したとしても、保険給付には反映されない。したがって、上記のとおり、特例法に基づき、標準報酬月額の改定若しくは決定、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われる範囲で、標準報酬月額に係る記録の訂正についてあつせんを行うものである。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成6年10月は53万円、同年11月から8年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年3月16日まで
社会保険事務所から、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が著しく低い額に訂正処理されている旨連絡を受けた。このことについては、私の全く知らないところで起きたことであり、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年3月16日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その8か月後の同年11月22日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年10月については53万円から、同年11月から8年2月までの期間については59万円から、それぞれ遡^{そきゅう}及して20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、当時役員であったことが確認できるが、3人の元従業員が「申立人は、工場長としてB（職種）を担当していたが、社会保険関係はすべて社長が一人で行っていた。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年10月は53万円、同年11月から8年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成17年2月から18年8月までは47万円、18年9月及び同年10月については50万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円、47万円及び53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を17年2月から同年5月までの期間、同年7月、同年9月、同年12月、18年2月、同年3月、同年5月及び同年7月から同年10月までの期間については47万円、17年6月、同年8月、同年10月、同年11月、18年1月及び同年6月については44万円、18年4月については53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額である24万円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月8日から18年10月31日まで

平成20年12月17日付けで、それまで、17年2月から20年3月までの標準報酬月額が24万円となっていたA社での私の厚生年金保険記録が事業主の訂正届出により取り消され、17年2月から18年8月までは47万円、18年9月から19年8月までは50万円、19年9月から20年3月までは47万円に訂正されたが、現状では、17年2月から18年10月までの期間については、保険料徴収権の時効の関係により、将来の年金給付につながらないと言われた。将来の年金給付につながるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬月額を平成 17 年 2 月から 18 年 8 月までの期間については 24 万円から 47 万円、18 年 9 月及び同年 10 月については 24 万円から 50 万円に訂正する届出を、2 年を超えた 20 年 12 月 11 日付けで社会保険事務所に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額（47 万円及び 50 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24 万円）となっている。

しかしながら、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所及び申立人が提出した申立期間に係る給与明細書により、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と事後訂正の社会保険庁の記録が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により、申立期間のうち、平成 17 年 4 月、同年 5 月、同年 7 月、同年 9 月、同年 12 月、18 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月及び同年 7 月から同年 10 月までの期間については標準報酬月額 47 万円、17 年 6 月、同年 8 月、同年 10 月、同年 11 月、18 年 1 月及び同年 6 月については標準報酬月額 44 万円、18 年 4 月については標準報酬月額 53 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、また、これらの事実から 17 年 2 月及び同年 3 月についても標準報酬月額 47 万円に基づく保険料が同様に控除されていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格取得時報酬訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額報酬訂正算定基礎届を申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 20 年 12 月 11 日に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月11日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月12日から37年6月11日まで

私は、A社に、昭和32年4月1日から、37年6月11日付けで関連会社のD社へ転籍出向するまで継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格期間が37年5月12日までとなっており、37年5月分の厚生年金保険被保険者期間が抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された回答書及び転籍出向証明書により、申立人は、A社及び関連会社D社に継続して勤務し（昭和37年6月11日にA社からD社に転籍出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年4月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から同年9月30日まで

私は、平成5年9月30日までA社において、総務の仕事をしていた。申立期間当時の給与は22万円くらいだったが、社会保険庁の記録では9万8,000円となっている。納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年9月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約半月後の同年10月12日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年3月から同年8月までの期間について22万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、総務担当者として社会保険事務所への届出を行っていたと述べているが、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員ではないことが確認できる上、元同僚は、同社の代表者印の管理は社長が自ら行っていた旨を証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要である。

千葉厚生年金 事案 1182 (事案 92 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における、資格喪失日に係る記録(昭和30年11月21日)及び資格取得日に係る記録(31年8月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を30年11月から31年5月まで1万2,000円、同年6月及び同年7月を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月21日から31年8月1日まで
当初の判断後、申立期間も継続して厚生年金保険に加入していたことを示す「退職手続一覧表」が見付かったため、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社B工場には申立人と同様な厚生年金保険の資格喪失、資格取得記録となっている者がほかにもいること、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出された「退職手続一覧表」には、申立人の厚生年金保険の加入期間が「加入年月日 30年6月 - 喪失年月日 1年4月」と記載されており、A社も、それが「A社で用いていたものであると思われる。」、「記入内容等を考慮すると弊社で使用していた手続資料であると推測される。」と回答していることから、申立人

が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 30 年 10 月及び 31 年 8 月の社会保険事務所の記録、並びに同僚の記録から、30 年 11 月から 31 年 5 月までは 1 万 2,000 円、31 年 6 月及び同年 7 月は 1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 11 月から 31 年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年8月11日まで

私の年金記録について、社会保険事務所から申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が下がっていると説明を受けたが、私はこのような手続をしたことは無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年8月11日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1年4か月後の7年12月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年11月から6年7月までの期間について53万円から28万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚は、申立人が、B（職種）担当であって、経理及び社会保険関係の事務手続には関与していなかった旨を証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から7年2月28日まで
私の平成5年3月から7年1月までの標準報酬月額の記録は、実際の給与とは異なっている。当時の月給は、15万円くらいだったので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年2月28日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年4月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年3月から6年10月までの期間について15万円から8万円に、同年11月から7年1月までの期間について15万円から9万2,000円にそれぞれ^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、役員でないことが確認できる上、当該事業所の複数の元同僚は、申立人がB（職種）を行っており、社会保険の届出等には、関与していない旨を証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から同年10月1日まで
私のA社における申立期間の標準報酬月額が11万8,000円から8万円に知らないうちに下げられていた。社会保険事務所の記録には納得できないので元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成2年10月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その2か月後の同年12月1日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が2年4月から同年9月までの期間について11万8,000円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元同僚が「申立人はB（業種）の営業を担当し、社会保険事務を含めた会社経営には関わっていなかった。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、11万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年5月1日から6年3月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を4年5月から同年9月までは41万円、同年10月から6年2月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月から8年12月まで

私は、平成3年2月から9年1月までA社に在籍し、B（職種）をしていた。申立期間①における標準報酬月額が24万円となっているが、誤りと思われるので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。また、申立期間②においても雇用保険の加入記録があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、平成6年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月半後の同年5月13日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年5月から同年9月までの期間については41万円から、同年10月から6年2月までの期間については44万円から、それぞれ24万円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、役員ではないことが確認できる上、B（職種）をしていたとの業務内容を考え併せると、申立人は当該標準報酬月額の記録訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保

険事務所に当初届け出たとおり、平成4年5月から同年9月までは41万円、同年10月から6年2月までは44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、申立人は、雇用保険の加入記録により、申立期間②においてもA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録により、当該事業所は、申立期間②当初の平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②当時、申立人は国民年金に加入していることが確認でき、ほかに申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年*月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年*月から平成元年 3 月まで
昭和 60 年*月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は、私が 20 歳になったのを契機に母が A 市役所の窓口にて加入手続を行い、以後納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった平成 2 年 2 月 27 日に強制加入した旨が記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していない上、申立人の母は、申立人が 20 歳となったときに国民年金の加入手続をしたが、申立期間当時には年金手帳は交付されなかったと記憶していると供述している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から10年2月まで
申立期間については、申請免除と記録されているが、私は、会社を退職した直後で退職金を持っていたので、平成9年2月にA町役場で、申立期間の直前の5か月分と一緒に合計18万円を一括納付した。免除期間の記録訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、国民年金保険料を一括で納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書の写し、家計簿等）が無い上、申立期間の申立人の妻の国民年金記録も申請免除期間と記録されている。

また、社会保険庁の記録によると、平成9年4月25日に申立人の国民年金の資格取得年月日が同年2月1日と追加処理されているので、申立内容のように、同年2月に平成9年度分の保険料を前納し、受領されることは考え難く、同年中に10年2月分までに限って前納することは不自然である。

さらに、申立人及びその妻の平成9年4月から同年6月までの保険料の納付日が同じで、申立人の妻に保険料納付の記憶が無いことから、夫婦二人分の保険料を申立人が納付したものと推定されるが、申立期間直前の同年2月から同年6月までの5か月分と申立期間8か月分の二人の保険料の合計額と、申立内容の18万円とは大幅に異なっている。

加えて、申立人は、申立後の調査で、一人分か夫婦二人分を納付したか、納付金額などの点で実は記憶が曖昧であると述べており、申立内容についての陳述の不明確さが拭えない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月、60年6月から同年7月までの期間及び62年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月
② 昭和60年6月から同年7月まで
③ 昭和62年6月から同年7月まで

私は、申立期間①の国民年保険料は自宅でA市の集金人に納付し、申立期間②及び③の保険料はB市役所の窓口で納付してきたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳の資格欄には昭和45年12月1日資格取得、56年6月21日資格喪失（平成15年6月26日に厚生年金保険と重複しているため昭和56年1月1日に訂正）となっていることから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、貯金通帳等）は無く、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年2月までの期間、59年10月から同年12月までの期間及び60年4月から62年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年2月まで
② 昭和59年10月から同年12月まで
③ 昭和60年4月から62年7月まで

私は昭和58年2月から個人事業を行っており、国民年金に加入し国民年金保険料を納めていた。仕事の都合により住居を変更したことがあるが、保険料を納めていたのに申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を金融機関で納付していたと申述しているが、納付時期、納付金額についての記憶が曖昧で保険料の納付状況等は不明である上、申立期間の計33か月にわたり金融機関で納付していたとするにもかかわらず、その納付実績がすべて記録されなかったとは考え難い。

また、申立人は申立期間に係る約3年半で3回の住所変更を行っているが、その間の保険料は納付したと申述しているところ、申立期間①、②及び③についてはその時期がいずれも住所を移転した時期と一致しているのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月、42年4月から同年6月までの期間、42年11月から46年12月までの期間、47年5月、47年7月、49年6月から同年8月までの期間、49年11月から51年1月までの期間及び51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月
② 昭和42年4月から同年6月まで
③ 昭和42年11月から46年12月まで
④ 昭和47年5月
⑤ 昭和47年7月
⑥ 昭和49年6月から同年8月まで
⑦ 昭和49年11月から51年1月まで
⑧ 昭和51年3月

私の夫は結婚後に、それまで未納であった国民年金保険料を一回では全額納付することができなかつたので、役所の方に相談をしたところ納付方法を工夫してくれて、昭和48年10月ごろから52年7月にかけて、申立期間の保険料を10回くらいに分けて私が納付した。夫の申立期間が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人夫婦がA区に住んでいた間の昭和48年10月ごろから52年7月にかけて同区役所B支所で申立期間の国民年金保険料を一回につき6か月から1年分ずつ10回くらいに分けて納付したと申述していることから、その時点で申立期間③の途中である46年6月以前の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間は8回に及び、合わせて75か月間と長期である上、厚生年金保険加入期間に挟まれたこれら申立期間①から⑧までの未納期間は平成2年1月に厚生年金保険記録との統合により生じたものであることが確認でき、申立期間のそれぞれについて昭和48年10月ごろから52年7月までの期間には保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立内容には矛盾がみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から50年9月まで
私は申立期間の国民年金保険料を一回で全額納付することができなかつたので、役所の方に相談をしたところ納付方法を工夫してくれて、A区に住んでいた昭和48年10月ごろから52年7月にかけて、申立期間の保険料を10回くらいに分けて納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B区において昭和52年8月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点において申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、手帳記号番号が払い出されたB区の前に居住していたA区において昭和48年10月ごろから52年7月にかけて同区役所C支所で申立期間の保険料を一回につき6か月から1年分ずつ10回くらいに分けて納付したと申述している一方、申立人が所持している国民年金手帳は52年にB区において払い出された手帳のみで他に国民年金手帳は所持していないと明確に申述していることから、申立内容の記憶は手帳記号番号が払い出された後に50年8月からの過年度納付を行ったことに関する記憶と考えても特段不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 47 年 2 月から 48 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 47 年 2 月から 48 年 2 月まで

私は、亡き父が A 市役所で母の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたのを覚えている。私の国民年金の加入期間は、勤めをやめ家にいた昭和 46 年 7 月からとなっていることから、父が私の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたはずなのに申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 9 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において申立期間①及び②は既に時効により国民年金保険料を納付することのできない期間である上、46 年当時に A 市へ払い出された手帳記号番号を縦覧調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立期間①及び②は、平成 13 年 7 月 10 日に昭和 46 年 10 月から 47 年 1 月までの厚生年金保険加入期間の記録が納付記録に追加訂正されたことにより生じた未納期間であることから、当該記録訂正が行われる前は申立期間は未加入期間であったと推認され、保険料を納付することができない期間であり、申立人の父が申立期間①及び②の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に他界しているため、加入

状況、保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 9 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間、63 年 4 月から平成 4 年 8 月までの期間、4 年 12 月から 5 年 2 月までの期間、5 年 4 月、5 年 10 月から同年 11 月までの期間及び 7 年 1 月から 8 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 9 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 8 月まで
④ 平成 4 年 12 月から 5 年 2 月まで
⑤ 平成 5 年 4 月
⑥ 平成 5 年 10 月から同年 11 月まで
⑦ 平成 7 年 1 月から 8 年 9 月まで

申立期間については、A 業（業種）などを営んでおり、経済的に困ることはなかった。妻が、夫婦の国民年金保険料を納付期限に遅れることなく金融機関窓口で確実に納付している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑦までは、申立人の妻が国民年金保険料を納付期限に遅れることなく、金融機関の窓口で確実に納付していたと申述しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間における納付方法等の具体的な記憶も乏しいことから保険料の納付状況が判然としない上、夫婦共に未納期間が多数みられるほか、その未納期間もほぼ一致しているなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は計 7 回に及び、その中には 53 か月もの長期の申立期間

があるなど、金融機関の窓口から保険料を納付していたとの申述であるにもかかわらず、これだけの回数また長期間において行政側の記録管理の誤りが発生したとは考え難い。

さらに、申立人は、保険料を遅れることなく納付していたと主張しているが、平成4年9月から9年1月までの期間における申立期間④から⑦に接する期間の保険料の納付状況をみると、それぞれ時効期限が到来する間際の時点で1か月分ずつ過年度納付されていることが確認でき、申立人の主張とは相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から45年3月まで

私は、申立期間当時A（地名）で大学生活を送っていたが、公務員の父が実家のB県C市で私の国民年金の加入手続を行い、父の指示で母が国民年金保険料を納付したはずである。学生時代、A（地名）で下宿生活を共に送った妹は、自分の国民年金は20歳からきちんと納付されているという記録となっており、私の国民年金だけ未納のはずがないと言っている。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父がC市で申立人の国民年金の加入手続を行ったはずであると申述しているが、C市が保管する国民年金被保険者索引簿に申立人の氏名の記載は無く、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果においても、申立人の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、A（地名）で下宿生活を共に送った申立人の妹も、申立人の申立期間と一部重複する期間（昭和44年2月から45年3月）を含め、20歳からの約5年間で未納となっている上に、申立人は、申立人の父から国民年金に加入したことを直接聞いたことが無く、申立期間当時の国民年金手帳を見たことも渡されたことも無かったと申述する等、申立内容の確認を行うことが困難である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から平成 4 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から平成 4 年 11 月まで

私は、会社を退職した後、昭和 55 年の寒い時期に A 市 B 出張所で国民年金の加入手続を行った際、職員に 2 年近く国民年金保険料の未納があると指摘され、一括で納付した。保険料額は 5、6 万円だったと記憶しており、その後はきちんと納付した。申立期間について未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳記号番号は A 市の保管する申立人の国民年金の記録によると平成 7 年 1 月 9 日に新規に取得していることが確認でき、申立人が加入手続を行ったと申し立てている昭和 55 年前後の 54 年 10 月から 56 年 3 月までの期間について A 市で払い出された手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人の氏名は無く、手帳記号番号に欠番も無く、申立人へ別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された平成 7 年 1 月の時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は昭和 55 年に国民年金の加入手続を行った際、市職員から保険料の未納があると指摘されて一括して納付したと述べているところ、社会保険庁の記録から申立人は平成 7 年 1 月及び同年 2 月に 4 年 12 月から 6 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の保険料を一括して納付したとする記憶は手帳記号番号が払い出された 7 年 1 月以後の過年度納付した際の記憶と考えるのが自然である。

加えて、申立期間は175か月と長期間であり、これだけの長期にわたり行政側において記録管理に誤りが発生していたとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から45年1月までの期間及び45年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から45年1月まで
② 昭和45年2月から同年3月まで

昭和41年6月までA市B区で国民年金保険料を納付していたときは、集金人が来て国民年金手帳に印紙を貼り収入印を押していた。41年8月に同市C区に転居したところ、集金がないので区役所の出張所で国民年金手帳に現金を添えて半年ごとに保険料を納めた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年8月にA市B区から同市C区に転居し、集金がないことから区役所の出張所で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立期間①及び②の保険料の納付金額、納付方法等についての記憶が曖昧であり、保険料の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人は申立期間①及び②に係る領収印が押されていない「納付書・領収証書」(3枚綴り)をそのまま所持していることから、申立期間の保険料を納付したのとは考え難く、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によると、申立期間①のうち昭和41年7月から42年12月までの期間については、当時の法定保険料を正確に記載した「時効消滅」との記録があり、区役所の国民年金被保険者名簿においても申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる形跡が見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳及びC区役所の国民年金被保険者名簿によると、昭和37年4月1日に強制で資格取得し、結婚した42年2月*日に資格喪失し、引き続き同日に任意で資格取得し45年2月10日

に資格喪失していることから、その直後である申立期間②は未加入期間であり保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①及び②について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 9 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間、63 年 4 月から平成 4 年 12 月までの期間、5 年 2 月、5 年 4 月、5 年 10 月から同年 11 月までの期間及び 7 年 1 月から 8 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 9 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 12 月まで
④ 平成 5 年 2 月
⑤ 平成 5 年 4 月
⑥ 平成 5 年 10 月から同年 11 月まで
⑦ 平成 7 年 1 月から 8 年 9 月まで

申立期間については、A 業（業種）などを営んでおり、経済的に困ることはなかった。私が、夫婦の国民年金保険料を納付期限に遅れることなく金融機関窓口で確実に納付している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑦までは、申立人が国民年金保険料を納付期限に遅れることなく、金融機関の窓口で確実に納付していたと申述しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間における納付方法等の具体的な記憶も乏しいことから保険料の納付状況が判然としない上、夫婦共に未納期間が多数みられるほか、その未納期間もほぼ一致しているなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は計 7 回に及び、その中には 57 か月もの長期の申立期間

があるなど、金融機関の窓口から保険料を納付していたとの申述であるにもかかわらずこれだけの回数また長期間において行政側の記録管理の誤りが発生したとは考え難い。

さらに、申立人は、保険料を遅れることなく納付していたと主張しているが、平成5年1月から9年1月までの期間における申立期間④から⑦に接する期間の保険料の納付状況をみると、それぞれ時効期限が到来する間際の時点で1か月分ずつ過年度納付されていることが確認でき、申立人の主張とは相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から55年8月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から55年8月まで

昭和48年2月から55年8月までの国民年金保険料は、私の父が納付してくれていた。当時、私は厚生年金保険に加入していて、保険料は二重払いとなっている。私は、保険料の還付を受けていないにもかかわらず、年金記録上は還付されたことになっているので、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の検認記録及び領収証書並びに社会保険事務所が保管する申立人の被保険者台帳により、申立人が主張するとおり、昭和48年2月から55年8月までの期間については、国民年金保険料を納付したことが確認できるところ、48年2月から55年8月までの期間は厚生年金保険加入期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないとして、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、被保険者台帳の備考欄には、申立期間について還付処理されたことが還付金額や決定日とともに明記されており、その記載内容に不合理な点は無い。

さらに、申立人から聴取しても還付された記憶が無いというほかに国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から48年11月まで

私は申立期間当時、A区Bの実家で姉妹と共に家業を手伝っていた。両親は既に亡くなっているが、母からは私たち姉妹3人の国民年金保険料を納付していたことを聞かされており、昭和40年ごろ、A区役所の人が集金に来ていたことを憶えている。

妹の「年金加入記録のお知らせ」では記録があり、私の記録が無く未加入となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年2月5日に社会保険事務所からC市に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は、同年10月又は同年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立期間について、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和57年10月以降の時点で、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、その姉及び妹についても申立人の母と一緒に保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の加入時期は、その姉が平成8年10月ごろ、その妹が昭和49年9月ごろであり、いずれも申立期間の大部分を含む期間において未納となっている。

加えて、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は既に他界し、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、当時の納付実態は不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から49年2月まで
私は、未加入期間の保険料を特例納付できると聞き、加入手続をして特例納付したはずなので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は、昭和59年8月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、申立人が所持する年金手帳により48年11月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和59年8月時点で、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人は特例納付を行ったと主張しているが、最後の第3回特例納付は昭和55年6月で終了しており、申立内容に不自然さが認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年5月まで

私は平成3年4月1日から7年3月31日までの4年間、A国法人に勤務するために、妻を伴って日本を離れていた。

このため、平成3年3月に当時住んでいたB市役所のC出張所で国民年金に任意加入し、保険料の口座振替の手続を済ませてから出国したのに、夫婦とも平成5年6月10日から任意加入したことになっていて申立期間は未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月ごろに国民年金の任意加入手続及び口座振替手続を行ったと主張しているが、D銀行（当時はE銀行）F支店が保管する申立人夫婦の国民年金保険料口座振替依頼書及び申立人の口座の取引履歴により、申立人夫婦は、平成5年6月22日付けで口座振替依頼書を提出し、同年9月30日から国民年金保険料の口座振替が開始されたことが確認できる。

また、申立人の妻が提出したパスポートの写しにより、申立人の妻が平成5年5月3日に日本に帰国し、同年7月18日に出国したことが確認でき、申立人夫婦の国民年金の任意加入手続が行われた同年6月10日時点で日本国内にいたことが推認できる。

さらに、意見陳述においても、申立内容を推認できるような新たな事情はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年5月まで
私の夫が平成3年4月1日から7年3月31日までの4年間、A国法人に勤務するため出国することになり、私も同行した。
このため、平成3年3月に当時住んでいたB市役所のC出張所で国民年金に任意加入し、保険料の口座引落の手続を済ませてから出国したのに、夫婦とも平成5年6月10日から任意加入したことになっていて申立期間が未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月ごろに国民年金の任意加入手続及び口座振替手続を行ったと主張しているが、D銀行（当時はE銀行）F支店が保管する申立人夫婦の国民年金保険料口座振替依頼書及び申立人の夫の口座の取引履歴により、申立人夫婦は、平成5年6月22日付けで口座振替依頼書を提出し、同年9月30日から国民年金保険料の口座振替が開始されたことが確認できる。

また、申立人が提出したパスポートの写しにより、申立人が平成5年5月3日に日本に帰国し、同年7月18日に出国したことが確認でき、申立人夫婦の国民年金の任意加入手続が行われた同年6月10日時点で日本国内にいたことが推認できる。

さらに、意見陳述においても、申立内容を推認できるような新たな事情はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1187 (事案 284 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月から同年 10 月まで
② 昭和 32 年 5 月から同年 10 月まで
③ 昭和 34 年 4 月から同年 10 月まで
④ 昭和 35 年 5 月から同年 10 月まで
⑤ 昭和 36 年 5 月から同年 10 月まで
⑥ 昭和 37 年 5 月から同年 10 月まで
⑦ 昭和 38 年 5 月から同年 10 月まで
⑧ 昭和 39 年 5 月から同年 10 月まで

申立期間については、いずれも厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の時期であった又は適用事業所として確認できないこと、国に使用される臨時職員等については、政府管掌健康保険のみが適用され、厚生年金保険は任意加入とする制度があったこと、申立期間の一部に国民年金保険料が納付済みとなっている期間又は別の事業所における厚生年金保険加入期間があることを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、申立事業所に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと主張して、再度の申立てをしたのであるが、新たな資料を提出しておらず、この主張自体は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないので、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 12 月 6 日まで

私は、A社の社員に勧められ昭和 44 年 3 月に入社し、同年 4 月 1 日に正社員に登用されているので、申立期間については、同社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずであり、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所に在籍していた同僚 1 人は、当該事業所において厚生年金保険の資格取得以前から継続して勤務していたと供述しているところ、厚生年金保険の資格取得日の 30 か月前から当該事業所において雇用保険に加入しており、社会保険庁のオンライン記録により、当該期間は国民年金に加入し、すべての期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

また、当該事業所において厚生年金保険の被保険者期間に 20 か月以上の欠落期間が存在する同僚 5 人のうちの 3 人は、欠落期間中も当該事業所に継続して勤務または在籍していたと供述しており、当該 3 人のうちの 2 人は、欠落期間当時は国民年金に加入していた旨を供述しており、社会保険庁のオンライン記録により、当該欠落期間は国民年金に加入し、すべての期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の氏名の記載は無く、申立期間当時の厚生年金保険の整理番号は一連番号になっており、欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、当該事業所は昭和 48 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主等に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料が無いことから、具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 10 日から 39 年 1 月 31 日まで
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 44 年 12 月 21 日まで
社会保険事務所で、申立期間については昭和 45 年 3 月 11 日に脱退手当金を支給されているとの説明を受けたが、一生大事にしなければならぬ年金を脱退する訳がない。また、脱退手当金を受け取った覚えも無いので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、「脱手 25,015 円支給済」と記載されているとともに、当該原票上の申立人の氏名は、昭和 44 年 12 月 25 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は 45 年 3 月 11 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 3 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 42 年 12 月 31 日まで
私は、昭和 38 年 10 月ごろから 42 年 12 月 31 日まで、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）にある E 事業所に勤務していたので、その期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、採用面接のこと、F 事業所の指導員から仕事を教えてもらったこと、及び代表者以下 4 人で業務を行っていたことなどを具体的に記憶しており、仕事を教えてくれたという指導員も申立人を承知していることから、申立人が申立期間において E 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記指導員は、E 事業所は 4 人くらいで運営していたので、厚生年金保険は加入していなかったと思うと供述しており、運営体制については申立人の供述とも符合しているところ、社会保険庁のオンライン記録において、E 事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立人が名前を挙げた E 事業所の代表者は既に他界し、賃金台帳等の関連資料も廃棄済みであることから、当時の勤務実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、F 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間において申立人の名前は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から6年2月28日まで
社会保険事務所職員から、私の標準報酬月額が平成5年5月に遡及^{そきゆう}して20万円に訂正されている旨の説明があったが、納得できないので訂正前の標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年3月11日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、41万円から20万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の商業登記簿により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であった間、被保険者は申立人と代表取締役の二人であり、申立人は、「私は専務取締役であり、代表取締役と共同経営者で、主に経理関係を担当していた。」と述べている上、代表取締役は、「何事も申立人と相談の上決めており、申立人は総務担当だったので社会保険関係の届出については一番よく知っていると思う。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、経理担当の取締役である申立人が、自らを含む記録訂正処理に関与しながら、当該処理は有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和54年10月1日から55年5月1日までの期間については、厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和55年5月1日から56年8月1日までの期間については、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 1 月分から 56 年 7 月分まで、厚生年金保険の任意継続をして、厚生年金保険料を納めてきたのに、54 年 9 月分までしか納付していないことになっているのは納得がいかない。A 社会保険事務所は、「昭和 55 年 4 月分まで納付した後、B 社の 7 か月分が見つかったので、54 年 10 月分までさかのぼって還付した。」と通知してきたが、絶対還付されておらず、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険において、昭和 7 年 4 月 1 日以前生まれの女性が 55 歳到達時に老齢年金を受給するためには、35 歳以降において 15 年以上厚生年金保険に加入していることが必要とされ、15 年以上の加入期間を満たさない者は、第四種被保険者制度を利用して 15 年の加入期間を充足するまで厚生年金保険に任意加入することができる。

申立人は、C 社を退職した時点で、申立人の厚生年金保険加入期間として判明していた期間が C 社における 131 か月のみであり、15 年（180 か月）を充足するためには 49 か月足りなかったため、昭和 52 年 1 月から 56 年 2 月までの 49 か月分の厚生年金保険料を納付するため、第四種被保険者制度を利用したものと推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する申立人に係る債権管理簿により、申立人は、任意加入後の昭和 53 年 3 月 27 日に、D 社における厚生年金保険加入期間（9 か月）が判明した

ことにより、任意加入できる期間が 55 年 4 月までとなったことが確認できる。

また、昭和 55 年 4 月までの保険料を完納後に、B 社における厚生年金保険加入期間（7 か月）が判明したことにより、任意加入できる期間が 54 年 9 月までとなり、第四種被保険者資格喪失日が 54 年 10 月 1 日にさかのぼって訂正され、その訂正処理に伴い、54 年 10 月から 55 年 4 月までの納付済保険料（7 か月分、3 万 576 円）が 55 年 10 月 14 日に還付決定されていることが確認できる。

以上のことから、申立人の第四種被保険者資格喪失日が昭和 54 年 10 月 1 日とされていることについて社会保険事務所の事務手続に不自然さはうかがえず、還付決定がされたことについて不合理な点は見当たらない。

- 2 申立期間のうち、昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 5 月 1 日までの期間については、申立人は、第四種被保険者として納付した 54 年 10 月から 55 年 4 月までの保険料を還付されていないと主張するのみで、ほかに還付に係る事務処理が適正に行われなかったこと及び還付記録の内容を疑わせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 54 年 10 月 1 月から 55 年 5 月 1 日までの期間における厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和 55 年 5 月 1 日から 56 年 8 月 1 日までの期間については、申立人は、第四種被保険者として保険料を納付したと主張しているが、D 社における加入期間が判明した 53 年 3 月時点で、当該期間の保険料は、制度上納付することはできない。

このほか、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 55 年 5 月 1 日から 56 年 8 月 1 日については、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月ごろから同年4月又は同年5月ごろまで
② 昭和28年4月又は同年5月ごろから同年7月ごろまで

私は、A（職種）へ就職するため勤務していた会社を退職後、それまでの期間に、昭和28年2月ごろから同年4月又は同年5月ごろまで、B（地名）付近にあったC事業所又はD事業所に勤務し、その後、28年4月又は同年5月ごろから同年7月ごろまで同市内に所在したE社に勤務した。両社とも入社時には厚生年金保険被保険者証を提出しており、健康保険被保険者証も入社後速やかに交付され、それを使用して医院で受診した記憶があるので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、B（地名）付近にあったC事業所又はD事業所に勤務していたと主張しているところ、現在のF市G区Hにおいて、I事業所（現在は、J社）という適用事業所が確認できるが、社会保険事務所が保管するI事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、J社は、申立期間①当時の事業主は既に他界し、当時の関係資料も既に廃棄済みであると供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、E社の当時の事業主について詳述していることから、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、E社は、社屋移転等のため申立期間②当時の関係資料は廃棄済みであると供述しており、当時の事業主も既に他界していることから、申立人の申立期間②当時の勤務実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 なお、申立人は、申立期間①及び②において、事業所から健康保険被保険者証を交付され、医療機関で使用したと主張しているが、申立人が受診したとする医療機関は既に廃業していることから、確認できない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 13 日から 53 年 12 月 20 日まで
私は、昭和52年4月にA担当（職種）の正社員としてB社に入社し、同年11月末に給与が当時の扶養家族の許容範囲を超えるので、勤務日数を減らすか扶養家族から抜けて厚生年金保険に入るか二者択一を迫られ、やむなく夫の扶養家族から抜け、厚生年金保険に加入した。年金記録をみると、昭和52年12月から1年間、国民年金の被保険者期間になっているのは、納得がいかないで、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人が所持していた昭和 53 年 5 月の社員旅行の写真から、申立人は、申立期間においてB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 52 年 12 月 13 日に国民年金に任意加入し、申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる上、雇用保険の記録により、当該事業所において 53 年 12 月 21 日から雇用保険に加入していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格取得日と符合する。

また、当該事業所は、平成 5 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、賃金台帳等の関係資料を既に廃棄したと供述していることから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 21 日から 7 年 11 月 1 日まで
私は、A市に所在したB社に昭和 60 年 10 月 18 日から平成 12 年 3 月末まで継続して勤めたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録がない。会社を途中で辞めた覚えは無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に昭和 60 年 10 月 18 日から平成 12 年 3 月末まで継続して勤務していたと主張しているが、雇用保険の記録により、申立人は、当該事業所を平成 5 年 7 月 20 日に離職していることが確認でき、その翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したという社会保険庁の記録と符合する。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所の被保険者縦覧照会回答票において、申立期間について申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の関係資料を処分したため、申立期間当時の勤務実態は不明。」と回答しており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 8 月 11 日まで
私の年金記録について、社会保険事務所から申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が下がっていると説明を受けたが、私はこのような手続をしたことは無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年8月11日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1年4か月後の7年12月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4年11月から6年7月までの期間について53万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料の滞納があったことを認識し、会社の代表者印を自分で管理していたことを認めており、社会保険事務所は、「標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していないものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月から 4 年 3 月まで
又は 4 年 4 月から 5 年 3 月まで

私は、平成 3 年 4 月又は 4 年 4 月から、A 区にある B 社に 7 か月くらい勤務していた。その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区にある B 社に勤務していたと主張しているが、申立期間当時、A 区に所在する「B 社」という事業所は社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、商業登記においても確認できない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は所在が不明であり、当時の事業主等も特定できないことから、申立人の勤務実態について確認することができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 17 日から 43 年 9 月 2 日まで
私は、A社を退職してすぐに、B社に入社し、記憶は定かでないが一度退職して再入社し、同社が経営する店でC（職種）として勤務した。申立期間が国民年金加入期間になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に入社後、一度退職して、再入社したと主張しているが、その退職した時期及び再入社した時期の記憶が曖昧である上、複数の元同僚に聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態に係る証言を得ることができなかった。

また、雇用保険の記録により、申立人は、当該事業所において、昭和43年9月2日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合する上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間において、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直後の昭和43年9月から44年10月までのB社における厚生年金保険加入期間は、平成19年4月13日に記録追加されたもので、それまでは申立期間及び44年11月から56年2月までの期間を含め一つの国民年金加入期間として扱われており、厚生年金保険加入期間が判明したことで44年1月から同年10月までの国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

加えて、B社は、昭和45年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料の所在が不明で、当時の事業主は既に他界し、申立期間に係る勤務実態が不明である上、ほかに申立人の申立期

間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月26日から同年11月16日まで

私は、平成3年6月26日にA社に正社員として入社し、研修期間を経てB店及びC店に勤務し、同年11月15日に退職した。その間、厚生年金保険料が給与から控除されていたのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった社員管理用ノートにより、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は、「申立期間当時、社員の入社日から平均3か月後に厚生年金保険の加入日があることから、入社後に研修を行い、社内検定に合格して正社員にした時点で厚生年金保険に加入させていたと思われる。」と回答している上、申立期間当時に勤務していた元同僚の入社日を当該同僚及び事業主に聴取し、厚生年金保険の被保険者資格取得日と照合した結果、入社日の約4か月後に資格取得していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所の被保険者縦覧照会回答票の申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。